

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第二十七号

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(従業者)</p> <p>第三条 条例第四条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 児童指導員及び保育士 次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(一) 児童指導員及び保育士の総数が、次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該得た数に一を加えて得た数以上）</p> <p>(2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四で除して得た数</p> <p>以上（三十五人以下の障害</p>	<p>(従業者)</p> <p>第三条 条例第四条第一項の規定による従業者の配置は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 児童指導員及び保育士 次に掲げる基準を満たすこと。</p> <p>(一) 児童指導員及び保育士の総数が、次に掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ次に定める数となるように置くこと。</p> <p>(1) 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を四・三で除して得た数以上（三十人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該得た数に一を加えて得た数以上）</p> <p>(2) 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児である乳児又は幼児の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上（三十五人以下の障害</p>

児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えて得た数以上)

(3) 略

(二)・(三) 略

四〇六 略

2 略

(入所支援計画の作成等)

第十七条 略

二〇五 略

6 前項に規定する会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

七〇一〇 略

11 第二項から第八項までの規定は、第九項の入所支援計画の変更について準用する。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 略

二〇三 略

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第三十条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあつては、当該合計数に一を加えて得た数以上)

(3) 略

(二)・(三) 略

四〇六 略

2 略

(入所支援計画の作成等)

第十七条 略

二〇五 略

六〇九 略

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の入所支援計画の変更について準用する。

(勤務体制の確保等)

第二十九条 略

二〇三 略

(衛生管理等)

第三十条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

4 略

(揭示)

第三十二条 略

2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 略

二 条例第十七条第二項の規定による身体的拘束等

の態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

三 略

3 略

(揭示)

第三十二条 略

第三十九条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 略

二 条例第十七条第二項の規定による身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の障害児の心身の

状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項の記録

三 略

(準用)

第四十五条 第五条から第十二条まで、第十四条、第十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで及び第三十九条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第八条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十五条第一項及び第二項の規定並びに第四十二条第一項の規定」と、第十八条中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第四十五条において準用する次条」と、「第二十条」とあるのは「第四十五条において準用する第二十条」と、第二十七条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費又は障害児入所医療費」と、第二十八条中「第六条から第十二条まで及び第十四条から第二十二条までの規定並びに第五条から前条まで及び次条から第三十九条まで」とあるのは「第二十五条並びに第二十六条において準用する条例第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第十四条から第二十二条までの規定並びに第四十二条から第四十四条まで並びに第四十五条において準用する第五条から第十二条まで、第十四条、第十六条から前条まで、次条、第三十条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで及び第三十九条」と、第三十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項」とあるのは「第四十四条」と、第三十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、第三十九条第二号中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、同条第三号中「第十一条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第十一条第一項」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第四十五条において準用する第二十七条」と、同条第五号中「第三十五条第二項」とあるのは「第四十五条

(準用)

第四十五条 第五条から第十二条まで、第十四条、第十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで及び第三十九条の規定は、指定医療型障害児入所施設について準用する。この場合において、第十二条第一項中「第八条第一項及び第二項並びに次条第一項」とあるのは「第二十五条第一項及び第二項の規定並びに第四十二条第一項の規定」と、第十八条中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、「次条」とあるのは「第四十五条において準用する次条」と、「第二十条」とあるのは「第四十五条において準用する第二十条」と、第二十七条中「障害児入所給付費」とあるのは「障害児入所給付費又は障害児入所医療費」と、第二十八条中「第六条から第十二条まで及び第十四条から第二十二条までの規定並びに第五条から前条まで及び次条から第三十九条まで」とあるのは「第二十五条並びに第二十六条において準用する条例第六条、第七条、第九条から第十二条まで及び第十四条から第二十二条までの規定並びに第四十二条から第四十四条まで並びに第四十五条において準用する第五条から第十二条まで、第十四条、第十六条から前条まで、次条、第三十条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十七条まで及び第三十九条」と、第三十二条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、「前条第一項の協力医療機関及び同条第二項」とあるのは「第四十四条」と、第三十七条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、第三十九条第二号中「条例」とあるのは「条例第二十六条において準用する条例」と、同条第三号中「第十一条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第十一条第一項」と、同条第四号中「第二十七条」とあるのは「第四十五条において準用する第二十七条」と、同条第五号中「第三十五条第二項」とあるのは「第四十五条

において準用する第三十五条第二項」と、同条第六号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

において準用する第三十五条第二項」と、同条第六号中「第三十七条第一項」とあるのは「第四十五条において準用する第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新規規則」という。）第三十条第二項（新規規則第四十五条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定の適用については、新規規則第三十条第二項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の際現に児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二第一項の規定による指定を受けているこの規則による改正前の秋田県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第三条第一項第三号(1)に規定する主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設の人員に関する基準については、新規規則第三条第一項第三号(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に児童福祉法第二十四条の二第一項の規定による指定を受けている旧規則第三条第一項第三号(2)に規定する主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設の人員に関する基準については、新規規則第三条第一項第三号(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。